

感 発 1114 第 1 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について

標記については、別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」を定め、令和 7 年 11 月 14 日から適用することとしたので通知する。

別紙

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として必要となった新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援について、都道府県の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 対象事業

（1）事業内容

ア．宿泊療養又は自宅療養中における公費負担医療への支援

令和2年4月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者等であって、症状がない又は医学的に症状が軽い方が、宿泊療養又は自宅療養中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

イ．新型コロナウイルス感染症治療における治療薬の費用

令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者の入院・外来における治療に要した治療薬（※1）の費用について、公費支援（※2）を行う。

※1 公費支援の対象となる治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」。

※2 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は全額を公費支援、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は一定の自己負担を求めた上で公費支援を実施。

ウ．新型コロナウイルス感染症治療のための入院に要する支援

令和5年5月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における入院医療費のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

また、令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における、高額療養費制度の自己負担限度額から一定額を減額（※3）した場合の費用に対す

る公費支援を行う。

※3 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円の減額措置、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円の減額措置を実施。

(2) 留意事項

ア 3 (1) アについては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等に基づき実施されたものであること。

イ 3 (1) イ及びウについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正)及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年9月28日最終改正)に基づき実施されたものであること。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

5 その他の留意事項

この事業の実施に必要な事項であって、この実施要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課と協議の上、決定する。